



令和 6 年 6 月 28 日

福井県知事 様

主たる事務所の所在地 越前市中央2丁目9番40号

医療法人 相木病院

理事長 相木 七良右エ門



決 算 届

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

[別 紙]

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 相木病院

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 福井県越前市中央2丁目9番40号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和・平成・令和 35年4月25日

(4) 設立登記年月日 昭和・平成・令和 35年4月25日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	相木 七良右エ門	
理 事	相木 玲子	社会福祉法人 敬老会 管理者
同	河合 昭子	
監 事	加賀 礼子	
同	出地 善英	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	相木病院	1810314151	福井県越前市中央2丁目9番40号	療養病床 34床 [医療保険 34床]
介護老人 保健施設	シルバーハ イツ武生	1850380013	福井県越前市中央2丁目9番40号	入所定員 140 名 通所定員 90名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
すずらん看護サービスステーション 居宅介護支援センターあいの樹 アクティブケアあいの樹	福井県越前市中央2丁目9番40号 同上 福井県越前市小松1丁目5番4号	
地域包括支援センターあいの樹 【越前市から委託を受けて管理】	福井県越前市中央2丁目9番40号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

特になし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年3月31日	令和5年度決算の決定
令和6年3月31日	定款の変更
令和6年3月31日	社員の入社及び除名
令和6年3月31日	理事、監事の選任、辞任の承認
令和6年3月31日	令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

無し

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

無し

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

無し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

無し

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 (医) 相木病院

※医療法人整理番号

所在地 越前市中央2丁目9番40号

財 産 目 録
(令和 6年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	1,506,980 千円
2. 負 債 額	797,763 千円
3. 純 資 産 額	709,217 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	629,655
B 固 定 資 産	877,325
C 資 産 合 計 (A+B)	1,506,980
D 負 債 合 計	797,763
E 純 資 産 (C-D)	709,217

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

病院または老健施設開設（旧法）

法人名 (医) 相木病院

※医療法人整理番号

所在地 越前市中央2丁目9番40号

貸借対照表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	629,655	I 流動負債	416,931
現金及び預金	158,299	先付小切手	
事業未収金	211,929	買掛金	18,254
未収利息	156,667	短期借入金	345,914
たな卸資産	5,828	未払金	209
仮払金	92,095	未払費用	38,662
立替金	329	未払法人税等	1,225
貸付金	4,508	リース未払	5,740
その他の流動資産		前受金	154
II 固定資産	877,325	預り金	5,233
1 有形固定資産	841,490	その他の流動負債	1,540
建物	341,250	II 固定負債	380,832
構築物	11,924	長期借入金	380,832
医療用器械備品	1,065	その他の固定負債	
その他の器械備品	13,407		
車両及び船舶	11,077	負債合計	797,763
土地	455,735	純資産の部	
リース資産	6,025	科目	金額
その他の有形固定資産	1,007	I 資本金	10,000
2 無形固定資産	5,581	II 資本剰余金	158,870
電話加入権	1,203	III 利益剰余金	540,347
ソフトウェア	4,378	任意積立金	300
その他の無形固定資産		圧縮記帳積立	1,946
3 その他の資産	30,254	繰越利益剰余金	538,101
出資金	781	IV 評価・換算差額等	
敷金	965	その他有価証券評価差額金	
加入金	500	繰延ヘッジ損益	
長期前払費用	0	純資産合計	709,217
保険積立	27,475	負債・純資産合計	1,506,980
その他の固定資産	533		
資産合計	1,506,980		

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 4 - 1

病院または介護老人保健施設開設法人

法人名 (医) 相木病院

※医療法人整理番号

所在地 越前市中央2丁目9番40号

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,213,298
2 事業費用		1,210,878
本来業務事業利益		2,420
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		167,882
2 事業費用		191,532
附帯業務事業利益		△ 23,650
事業利益		△ 21,230
II 事業外収益		
受取利息	2,114	
その他の事業外収益	39,240	41,354
III 事業外費用		
支払利息	15,951	
その他の事業外費用		15,951
経常利益		4,173
IV 特別利益		
固定資産売却益	225	
その他の特別利益		225
V 特別損失		
固定資産売却損		
圧縮記帳損		0
税引前当期純利益		4,398
法人税・住民税及び事業税		1,745
法人税等調整額		
当期純利益		2,653

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

法人名 医療法人 相木病院
 所在地 福井県越前市中央2丁目9番40号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当しません。									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当しません。							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 相木病院
理事長 相木 七良右エ門

私（注1）は、医療法人 相木病院 の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年6月28日

医療法人 相木病
監事 加賀 礼子
監事 出地 善英

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。